

「2020年度ペネトレーションテストによる独立行政法人等の情報システムに対するセキュリティ対策状況調査（その1）」に係る
一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A

作成日：2020年5月15日
独立行政法人 情報処理推進機構

■入札説明書に関する質問と回答

No.	頁番号	質問	回答
1	P.7	第12条（契約の変更）について 「二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。」の記載について、具体的にどのような場合が想定として含まれるでしょうか？新型コロナウイルスの影響は本項のやむを得ない事由に含まれるでしょうか？ 4月8日付で緊急事態宣言が発出され、5月31日迄の期限となっておりますが、万が一令和2年度内に作業が完了しない状況となった場合、例えば、緊急事態宣言や、日本国政府・東京都等の作業場所として想定される自治体の外出自粛要請が、契約満了日迄に作業が完了しない原因となったと認められた場合には、やむを得ない事由、に該当しますでしょうか？	具体例については、ケースバイケースですので、回答を差し控えさせていただきますが、新型コロナウイルスの影響によるものはやむを得ない事由に含まれると考えています。 契約満了日迄に作業が完了しない原因がやむを得ない事由によるものであれば、ご相談いただいた上で、該当する場合においては、契約の変更も含め、柔軟に対応をしたいと思います。
2	P.7	第12条（契約の変更）について 新型コロナウイルスによる影響等のやむを得ない事由によりプロジェクトとの中断や遅滞する可能性が生じることを危惧しておりますが、そのような事態となった場合に、第12条（契約の変更）の条項に基づき、IPA及び受託業者の協議・合意の上、契約変更の手続きを得て、実施・対応済みの作業内容を踏まえた部分的納品とするなどの検討は実施されるものと考えて良いでしょうか？	項番1により、契約を変更する場合は、変更内容をIPAと協議し、合意の上、具体的な手続きを行います。納品の時期、内容等は、変更内容により、協議させていただきます。

3	-	新型コロナウイルスの影響を踏まえた対応方針について 4月8日付で緊急事態宣言が発出されておりますが、緊急事態宣言下及び外出自粛要請、新型コロナウイルスによる健康上のリスクを排除できない状況においては、原則、外出を伴うオンサイト対応を求められることはない方針となる認識で良いでしょうか？ 貴機構の方針やリスク管理・対策によっては、恐れながら健康上のリスクを排除できない懸念がありますが、貴機構では新型コロナウイルスに対してどのようなリスク管理・対策を講じられているのでしょうか？また、本事業においては貴機構ではどのようなリスク管理・対策を講じますでしょうか？ 例えば、ペネトレーションテストにおける調査対象システムの内部起点テストにおいて、新型コロナウイルスの影響下では、現地に赴けない、または現地に赴くことで感染を広げる健康上の危機的なリスクを生む恐れがありますが、このような可能性から外部起点テストなど、リモートで実施できる調査対象システムの選定など状況を踏まえた検討及び調整が為され则认为て良いのでしょうか？また、ペネトレーションテスト実施に関連して行われる事前説明会などの打合せは、外出を伴わない対応として遠隔開催とするなど、原則、遠隔対応で進めるご協力をいただける認識で良いのでしょうか？ 加えて、仮にオンサイトでの実施により新型コロナウイルスの感染者が生じた場合のリスク対応等について回答いただきたいと考えております。	新型コロナウイルスの影響を踏まえた実施方針は以下のとおりです。実施にあたっては、内閣サイバーセキュリティセンター、テスト実施対象の独法等及び本事業の受託事業者と調整し進める予定です。 ・事前説明会等の打合わせは、可能な限り、Web会議、電話会議等を利用します。対面での対応をせざるを得ない独法等については、広く換気の良い会議室を確保してもらう、ラッシュアワーにかかる打合せ時間を設定しないなど、出来る限り「3密」を避ける環境を準備していただきます。それができない場合は、原則として訪問しない予定です。 ・リモートによる内部ネットワークのテストについては、テスト対象の独法等の理解が得られないと考えられることから、実施することは想定していません。できる限り「3密」を避けるテスト環境を独法等に準備してもらう、ラッシュアワーにかかるテスト時間を設定しないなどにより実施することを検討しています。 いずれにしても、緊急事態宣言や新型コロナウイルス感染の状況によって、柔軟な対応を行う必要がありますことをご理解いただき、ご提案いただくようお願い致します。また、万一新型コロナウイルスの感染者が生じ、作業の継続が困難と判断した場合や、仕様書に記載の作業方法を大きく変更せざるを得ない状況が生じた場合は、柔軟に対応をしたいと思います。
4	-	内部起点テストの実施を必須とせざるを得ない場合には、一時的に調査対象システムと弊社ペネトレーションテスト用ネットワーク/システムを繋ぐための環境を準備したうえで、内部起点テストをリモートで実施するための調整及びそのリモート実施をIPA及び調査対象組織と行うことは可能という認識で良いのでしょうか？ 弊社では内部起点テストをリモートでセキュアに実施するためのペネトレーションテスト用ネットワーク/システムを構築しており、その実施には、一時的に調査対象システムと弊社当該システムを繋ぐ必要がございます。	項番3のとおり、独法等の内部ネットワーク経由のテストをリモートで実施することは想定しておりません。

5	-	予定通り5月31日で緊急事態宣言が終了となったとしても、日本国政府や東京都などの自治体から外出自粛要請が継続されることや新型コロナウイルスの感染拡大が第二波・第三波と繰り返されることも想定されます。このような状況下において、オンサイト作業を実施することは、弊社従業員ならびに本事業に関わるご関係者様の健康・安全を確保することが困難であると考えております。 そのため本事業では、オンサイトによる現地対応を無くし、全てリモートを前提としたペネトレーションテストの実施ならびにその調整・報告等の作業とすることに同意いただけますでしょうか？	項番3のとおり、「3密」を避けるテスト環境が準備できる場合は、訪問し、オンサイトによるテストを実施することを前提にご提案いただくようお願いいたします。
---	---	--	--